

子ども家庭福祉人材の専門性確保WG

(児童福祉司等の義務化された研修の骨子案について)

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG(座長 山縣文治:関西大学教授)」により議論・検討が進められ、以下に示す骨子案が取りまとめられた。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司 スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関 専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
時間数等	30時間(90分×20コマ) 講義を中心に演習と一体的に 実施	30時間(90分×20コマ) 演習を中心に講義と一体的に 実施	28.5時間(90分×19コマ) 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間(90分×19コマ) 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 (修業期間は概ね1月以内)	5日間程度 (修業期間は概ね6月以内)	OJTをはさんで前期3日 程度、後期3日程度 (修業期間は概ね6月以内)	5日間程度、または3日程度 を2回 (修業期間は概ね6月以内)
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の 修了	振り返り(レポート作成等)、修了証の交付、修了の記録(修了者名簿等による管理)			

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本(講義)	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本(演習)	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 20コマ【30時間】			合計 20コマ【30時間】			合計 19コマ【28.5時間】			合計 19コマ【28.5時間】		

※ 1コマ=90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

児童福祉司任用前講習会到達目標

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])>

1. 知識

- ・ソーシャルワークについて、説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べるすることができる
- ・児童相談所（市区町村含める）の子ども家庭相談の業務の流れについて述べるができる
- ・児童相談所の業務について説明することができる
- ・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる
- ・児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べるができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べるができる
- ・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる
- ・児童福祉に関する最新の政策とサービスについて述べるができる
- ・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができる
- ・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる
- ・児童相談所に関する法的権限について述べるができる
- ・児童相談所運営指針について述べるができる。
- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べることができる
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができる
- ・各施設の運営指針、市町村児童家庭相談援助指針、里親・ファミリーホーム養育指針の骨子を述べることができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
- ・児童福祉司指導、措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限

を的確に説明することができる

- ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる。
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べるすることができる
- ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族にかかる民法の内容について説明することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び永続性と継続性について説明することができる
- ・社会的養護に関しての費用徴収について理解し説明することができる
- ・子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について述べるすることができる
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べるすることができる
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができる
- ・心理検査、心理療法の適用について、述べることができる。
- ・家族機能の評価の方法を述べることができる
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べることができる
- ・子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができる
- ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができる
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
- ・子ども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができる
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
- ・子どもの自立支援のあり方について述べることができる
- ・子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる
- ・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる
- ・子ども集団における、いじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができる
- ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができる
- ・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができる
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解し、説明することができる
- ・子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について

説明することができる

- ・保護者の特性に関する評価の方法について述べることができる
- ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べることができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・スーパービジョンの意味を理解し、説明することができる
- ・児童福祉審議会の役割について述べることができる
- ・児童福祉司として身につけるべき倫理について述べることができる
- ・関係団体の役割・機能について述べることができる
- ・行政処分に対する不服審査や行政処分について理解し、説明することができる
- ・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる
- ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- ・就籍についての手続きを理解し、説明することができる

2. 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
- ・親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度をもっている
- ・同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身に着けている
- ・対人関係上のパターン、コミュニケーション上の自己覚知に努める
- ・自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる
- ・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・スーパーバイズを受ける者（スーパーバイジー）であることを自覚することができる
- ・子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを、常に意識している
- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきこと何かを常に念頭に置いている
- ・援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている
- ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている
- ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実に調整機関に連絡を行っている
- ・日頃から関係機関と頻繁に連絡をとり、連携が図られるようにしている
- ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について、定期的に確認し見直しを行っている

児童福祉司の任用前講習会カリキュラム

1コマ (90分)

科目	細目	コマ数
1 子どもの権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利の考え方 ○子どもの権利条約 ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」 ○社会的養護における運営・養育指針（理念・原理） ○子どもの権利侵害 	1
2 子ども家庭福祉における倫理的配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○個人情報の取り扱い ○記録の取り方・管理 ○エビデンスの必要性と得るための倫理的配慮 ○子ども家庭福祉における倫理的配慮 	1
3 子ども家庭相談援助制度及び実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭の問題に関する現状と課題 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度 ○国、都道府県（児童相談所）、市区町村の役割 ○児童相談所の業務（措置、指導、一時保護等） ○児童相談所が取扱う相談（保健相談等含む） ○市区町村相談援助業務 ○要保護児童対策地域協議会の運営・業務 ○児童福祉審議会の目的と役割 	1
4 子どもの成長・発達と生育環境	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの成長・発達 ○子どもの発達の特性 ○生育環境とその影響（DV・貧困も含む） ○母子健康手帳の活用 ○子ども及び保護者の精神や発達等の状況 ○保護者の特性 	2
5 ソーシャルワークの基本	<ul style="list-style-type: none"> ○ソーシャルワークとは ○ソーシャルワークの歴史 ○ソーシャルワークの原理と倫理 ○ソーシャルワークの方法 ○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども・家庭支援のあり方 ○相談面接技術の基礎 	1
6 子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの面接・家族面接（ロールプレー） ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども、親、家族、地域のアセスメント 	3

	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の見立ての方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価 ○上記について多様な相談を前提にした取組 ○子どもや保護者の地域の多様性に配慮した取組 	
7 児童相談所における方針決定の過程	<ul style="list-style-type: none"> ○チームアプローチ ○スーパービジョン ○ケースカンファレンス（事例検討） ○方針決定のあり方 	1
8 社会的養護における自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 	2
9 関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	<ul style="list-style-type: none"> ○各種関係機関の特徴と役割 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協働と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方 	2
10 行政権限の行使と司法手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続き ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等 	1

<p>1 1 子ども虐待対応の基本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの諸問題（不登校、非行など） ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクトなど）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応 ○性的虐待への対応 	<p>3</p>
<p>1 2 非行対応の基本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○非行相談事例のケースマネジメント（アセスメントと支援プラン） ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 ○少年法との関係性 ○非行等の行動の問題への対応の基本 	<p>1</p>
<p>1 3 障害相談・支援の基本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害種別と支援区分 ○障害に関する法令と制度について 	<p>1</p>

合計 20 コマ

児童福祉司任用後研修到達目標

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを行うことができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SBOs])>

1. 知識

- ・ソーシャルワークについて、説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べるすることができる
- ・児童相談所（市区町村含める）の子ども家庭相談の業務の流れについて述べるすることができる
- ・児童相談所の業務について説明することができる
- ・児童相談所の相談援助活動の流れについて説明することができる
- ・児童相談所の他職種（心理職を含む）について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べるすることができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、述べることができる
- ・子ども及び保護者の意向確認の重要性について説明することができる
- ・児童福祉に関する最新の政策とサービスについて述べることができる
- ・子ども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解し、説明することができる
- ・児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる
- ・児童相談所に関する法的権限について述べることができる
- ・児童相談所運営指針について述べることができる
- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べることができる
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を述べることができる
- ・各施設の運営指針、市町村児童家庭相談援助指針、里親・ファミリーホーム養育指針の骨子を述べることができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる
- ・児童福祉司指導、措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる

- ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど、家庭裁判所への申立てについて、理解し、説明することができる。
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べることができる
- ・親権・養子縁組・特別養子縁組など子ども家族にかかる民法の内容について説明することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び永続性と継続性について説明することができる
- ・社会的養護に関しての費用徴収について理解し説明することができる
- ・子どもの成長の評価(母子健康手帳、成長曲線等)について述べることができる
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べることができる
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができる
- ・心理検査、心理療法の適用について、述べることができる。
- ・家族機能の評価の方法を述べることができる
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて述べることができる
- ・子ども虐待に関する系統的な知識を有し、説明することができる
- ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して述べることができる
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
- ・子ども虐待による頭部外傷や性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を述べることができる
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
- ・子どもの自立支援のあり方について述べることができる
- ・子どもの生活に関する諸問題（非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について理解し、説明することができる
- ・児童買春、児童ポルノ被害に関する概念を理解し、説明することができる
- ・子ども集団における、いじめや不登校の現状と課題を理解し、説明することができる
- ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べることができる
- ・障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解し、説明することができる
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解し、説明することができる
- ・子ども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について説明することができる

- ・保護者の特性に関する評価の方法について述べることができる
- ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について述べることができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・スーパービジョンの意味を理解し、説明することができる
- ・児童福祉審議会の役割について述べることができる
- ・児童福祉司として身につけるべき倫理について述べることができる
- ・関係団体の役割・機能について述べることができる
- ・行政処分に対する不服審査や行政処分について理解し、説明することができる
- ・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる
- ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- ・就籍についての手続きを理解し、説明することができる

2. 技術

- ・子どもの年齢にあった聞き取りを行うことができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞くことができる
- ・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握を行うことができる
- ・子どもの心身の状態について概ねの評価ができる
- ・そのために必要であれば適切に専門家の評価を得ることができる
- ・保護者に対して児童相談所が行える内容を提示することができる
- ・家族及び関係者から十分な情報をとる計画を立て、実行することができる
- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関し把握することができる
- ・子どもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる
- ・本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて子ども及びその家族機能に関する適切なアセスメントと見立てを行うことができる
- ・上記の見立て及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することができる
- ・介入方法に関する児童相談所の意見を、子どもに対しその年齢に応じた説明ができ、その家庭、関係機関にも適切に説明して、その意見も聞き、介入方法決定に反映させることができる
- ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を行うことができる
- ・子ども虐待対応の介入型のソーシャルワークを行うことができる
- ・子ども虐待の判断に関して、情報収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルトなどを適切に行い、虐待の有無を適切に評価できる
- ・非行を含めた子どもの行動の問題に関して適切な見立てとそれに基づく介入を適切に行うことができる

- ・ 触法少年・ ぐ犯少年に対する対応ができる
- ・ 少年法に基づく家庭裁判所送致等の手続きができる
- ・ 児童相談所内で適切に自らの社会診断について総合的に説明し、情報共有ができ、適切な介入に関する所内の決定に結び付けることができる
- ・ 在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することができる
- ・ 親権行使の制限等にあたり、行政手続法等に基づく適正な手続きをふまえた対応ができる
- ・ 児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見も聞き、適切な連携のもとに決定することができる
- ・ 上記の決定に関して、当該子どもにはその年齢に応じた十分な説明ができ、その家庭や関係機関に適切な説明ができる
- ・ 児童相談所内の児童福祉司、児童心理司、一時保護所等を上手に協働させて対応することができる
- ・ 多職種により実施されるカンファレンスにおける見立て、多職種連携を行うことができる
- ・ 保護者等も含めた関係機関とネットワークを構築できる
- ・ 児童相談所が連携できる他の専門機関等に関する知識を有し、活用することができる
- ・ 児童相談所機能だけでは対応できないケースに対応するため、必要な資源は何か、それらは地域のどこにあってどう結び付けていけばいいのかという、コーディネートができる
- ・ 要保護児童対策地域協議会に参加して適切な連携ができる
- ・ 相談ケースに関し、子ども虐待相談を含め、関係機関との連携のもとに、適切に継続的なケース・ マネージメントを計画し、関係機関と共有し、実行することができる
- ・ 児童福祉司指導の市区町村等への委託に関して、適切にマネージメントでき、協働することができる
- ・ 社会資源の開発（ソーシャルアクション）と活用することができる
- ・ 予後を見定め、適切な支援を行うための総合的かつ包括的なアセスメントができる
- ・ 子ども虐待以外の養護相談について、市区町村の在宅支援サービスとの整合性を図り、適切に対応することができる
- ・ 社会的養護（サービス）の利用にあたっては、子どもに十分に説明し、意見を十分に聞き、適切なマッチングを行うことができる
- ・ 社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する見立てと見通しを伝えることができる
- ・ 家庭復帰が適当なケースについては、家庭復帰プログラムを作成し、家庭復帰を進めることができる
- ・ 社会的養護関係者ととともに、適切に自立支援を行うことができる
- ・ 子どもが実親家庭に戻る、又は里親家庭又は養子縁組に移行していくプロセスの中で適切なソーシャルワークを行うことができる
- ・ 里親希望者に対して、里親の目的や種別、条件等について案内することができる
- ・ 里親からの相談に的確にこたえることができる

- ・子どもが社会的養護（サービス）を利用している間、市区町村や地域の社会福祉関係者・関係機関及び社会的養護関係者とともに、その子どもの家庭の支援を計画し、実行するための継続的マネジメントができる
- ・上記支援のアウトカムとして家族機能とその改善に関する適切なアセスメントができる
- ・社会的養護の子ども及び家族を適切にアセスメントして、子どもの永続性を保障するソーシャルワークを行うことができる
- ・上記のソーシャルワークに関して適切に記録に残すことができる
- ・記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる
- ・適切な記録が作成できる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる
- ・ケース検討のためにケースの概要をまとめることができる
- ・ケースの進行管理を行うことができる
- ・子どもへの移行期支援を行うことができる
- ・一時保護所での移行期（家庭から保護所等）ケアができる
- ・一時保護を行うにあたり、子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
- ・夫婦面接、家族合同面接を実施し家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整ができる
- ・面接場面等において、保護者との適切なコミュニケーションを図り、保護者の特性に応じた指導ができる
- ・被害事実確認面接を行うことができる
- ・保護者に対して、受容的な面接と指導的な面接を組み合わせる行うことができる
- ・対人関係上のパターン、コミュニケーション上の自己覚知に努め、子どもや保護者に対して接することができる
- ・法的な判断を必要とするケースに対応するための適切な法的対応力を身につけている
- ・適切な調査を行うことができる
- ・精神障害の特性を理解した対応ができる
- ・外国籍の家族について対応できる
- ・育成相談、保健相談、障害相談等、様々な相談に対応するとともに、必要に応じて市区町村による支援に移行するよう、適切な援助・指導ができる
- ・子ども虐待の重症度判定のリスクアセスメント、及び子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
- ・児童心理司等と連携し、様々な家庭を支援する技法を活用することができる
- ・棄児・置き去り児に対して適切な対応ができる
- ・未就籍児童の就籍手続を援助することができる
- ・特別児童扶養手当や療育手帳に係る判定事務等に適切に対応することができる
- ・社会的養護に関しての費用徴収事務を適切に行うことができる

3. 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
- ・親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度をもっている
- ・同僚や上司に対しても、子どもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身に着けている
- ・対人関係上のパターン、コミュニケーション上の自己覚知に努める
- ・自己研鑽する姿勢を持ち、必要な知識や技能の習得に努めることができる
- ・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・スーパーバイズを受ける者（スーパーバイジー）であることを自覚することができる
- ・子どもの権利擁護実現のために仕事をしていることを、常に意識している
- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている
- ・援助方針を立てるときには、子どもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている
- ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・他人の人間性を尊重し、常に素直な気持ちで相手から学び続けている
- ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実に調整機関に連絡を行っている
- ・日頃から関係機関と頻繁に連絡をとり、連携が図られるようにしている
- ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について、定期的に確認し見直しを行っている

児童福祉司の任用後研修カリキュラム

コマ (90分)

科目	細目	コマ数
1 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの面接・家族面接（ロールプレー） ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども、親、家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の見立ての方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価 	4
2 子どもの面接・家族面接に関する技術	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの面接・家族面接（ロールプレー） 	1
3 児童相談所における方針決定の過程	<ul style="list-style-type: none"> ○チームアプローチ ○スーパービジョン ○ケースカンファレンス（事例検討） ○方針決定のあり方 	1
4 社会的養護における自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 	3
5 関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	<ul style="list-style-type: none"> ○各種関係機関の特徴と役割 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協働と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方 	3

6 行政権限の行使と司法手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続き ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等 	2
7 子ども虐待対応	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む） 検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの諸問題（不登校、非行など） ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクトなど）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応 ○性的虐待への対応 	4
8 非行対応	<ul style="list-style-type: none"> ○非行相談事例のケースマネジメント（アセスメントと支援プラン） ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 ○少年法との関係性 	2

合計 20 コマ

児童福祉司スーパーバイザー研修到達目標

児童福祉司スーパーバイザーの到達目標は、児童福祉司としての到達目標を達成していることが前提である。

<一般到達目標(General Instruction Objective [GIO])>

- ・子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを指導することができる
- ・適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成することができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives [SB0s])>

1. 知識

- ・スーパーバイズの意味について、説明することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のニーズの把握の方法及びスーパーバイズ・指導の基本を述べることができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の精神的安定を図る方法を述べることができる
- ・バーンアウトのサインについて述べることができる
- ・職員のセルフケアの指導方法について述べることができる
- ・ソーシャルワークに関する知識を伝達することができる
- ・子どもの権利条約の採択経緯、日本での批准、その理念・骨子、その後の国連から日本への意見について説明することができる
- ・子どもの権利擁護に関する個人情報保護の法律に基づいて解説することができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について解説することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割の詳細について説明し、それに基づく施策について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法に基づく児童相談所の権限の行使のあり方とその注意点について解説することができる
- ・児童福祉司指導、措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に指導することができる
- ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁判所への申立てについての的確に指導することができる
- ・児童福祉に関する最新の政策とサービス及びその背景について解説することができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して解説することができる
- ・家族機能の評価の方法を指導することができる
- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）のあり方及び永続性と継続性について説明することができる
- ・国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」を解説することができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて解説することができる

る

- ・子どもの成長の評価(母子健康手帳、成長曲線等)について指導することができる
- ・子どもの発達及び発達の評価について解説することができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について解説することができる
- ・子どもの様々な状態に応じた自立支援のあり方について解説することができる
- ・子どもの評価における他の専門家の評価を依頼すべき事項、その方法を熟知している
- ・子ども虐待のリスク因子に関して解説することができる
- ・身体的虐待と事故の鑑別に関して明確に解説し、問題点を指摘することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して解説することができる
- ・子ども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を解説することができる
- ・心理的虐待(家庭の中の暴力にさらされた状態を含む)を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について解説することができる
- ・子ども虐待に関する刑事手続きに関して説明し、解説することができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて説明することができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について説明することができる
- ・法的な判断、非常に難しい判断を必要とするケースに対応するための法制度を理解し、説明することができる

2. 技術

- ・スーパーバイズを受ける職員(スーパーバイジー)のケースに対する感情を把握し、その処理方法を指導することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の到達目標達成度を評価して、その人に合ったトレーニング計画を作成することができる
- ・スーパーバイズの効果を判定することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員のメンタルヘルスの状態を把握することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員のストレスを理解し、そのコーピング(対処法)を助けることができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の達成感を向上させ、専門性に対する誇りと意欲をもてるように支援することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員が行う子ども及びその家族機能に関するアセスメントと見立てが適切かどうかを判断して、指導することができる
- ・上記の見立て及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することを促進することができる
- ・家族及び関係者から十分な情報をとる計画の立て方、面接のあり方、その他情報を得る方法を指導することができる
- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関し把握する方法を指導することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員が、一時保護の機能や特性を理解し、子どもの権利をふ

まえた適切な援助を図ることができるよう、指導・支援することができる。

- ・困難性を抱えた子どもに関しても、社会的養護（サービス）を利用する必要がある場合は、子どもに十分に説明し、意見を十分に聞き、適切なマッチングを指導することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員が社会的養護関係者に子どもとその家庭に関する見立てと見通しを適切に伝え、協働できるように指導・支援することができる
- ・子どもへの移行期支援に関して指導ができ、困難性を抱えた子どもへの移行期支援も自ら行うことができ、指導することができる
- ・適切に自立支援を出来、指導することができ、自律や自立が困難な子どもに関しても、社会的養護関係者とともに、適切に自立支援を行うことができる
- ・子どもが社会的養護（サービス）を利用している間、市区町村や地域の社会福祉関係者・関係機関及び社会的養護関係者とともに、その子どもの家庭の支援を計画し、実行するための継続的マネジメントを指導でき、困難なケースのマネジメントも行うことができる
- ・上記支援のアウトカムとして家族機能とその改善に関する適切なアセスメントを指導することができる
- ・社会的養護の子ども及び家族のアセスメントが適切かを判断し、子どもの永続性を保障するソーシャルワークを指導することができる
- ・上記のソーシャルワークに関しての記録をレビューすることができる
- ・包括的な里親支援を組み立てることができる
- ・子どもの年齢にあった聞き取りを指導することができる
- ・子どもの発達年齢に基づいた問題点の把握を指導することができる
- ・児童相談所内のチームマネジメントを行うことができる
- ・児童相談所内で適切に情報共有ができていのかどうかを把握し、適切な介入に関する所内の決定システムのあり方が適切であるか分析することができる
- ・ケースの進行管理を指導することができる。
- ・育成相談、保健相談、障害相談等、様々な相談に対する対応を行うとともに、必要に応じて市区町村による支援に移行されるよう、適切な援助・指導について、指導を行うことができる。
- ・研修指導や講師をすることができる。
- ・スーパーバイズを受ける職員が、児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見も聞き、適切な連携のもとに決定できているかを判断し、適切に指導することができる
- ・上記の決定に関して、困難な子どもや家庭に対しても十分に適切な説明ができ、他者にも指導できる
- ・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することを指導することができる
- ・他機関のコーディネートの的確性を判断して、スーパーバイズを受ける職員のサポートをすることができる
- ・要保護児童対策地域協議会に関して、適切な連携ができていのかどうかを判断でき、連携の方法を指導することができる

- ・相談ケースに関し、子ども虐待相談を含め、関係機関との連携のもとに、適切に継続的なケース・マネジメントを計画し、関係機関と共有し、実行することができ、また指導することができる
- ・児童福祉司指導の市区町村等への委託に関して、適切にマネジメントでき、協働できているかを判断し、連携が実効性のあるものになるように支援や指導をすることができる
- ・ケースの概要のまとめ方、ケース検討のプレゼンテーションについて指導し、ケース検討会議を運営することができる
- ・自分の地域のリソースとそのアクセスの仕方について指導することができる
- ・関係機関等の求めに応じ、教育的指導を行うことができる
- ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を指導することができる
- ・子ども虐待の判断に関して、スーパーバイズを受ける職員が適切に情報収集、リスクアセスメント、子どもの心身のアセスメント、家族機能のアセスメント、専門家へのコンサルトなどを行い、虐待の有無を適切に評価できているかを判断し、指導することができる
- ・児童相談所だけでなく、市区町村を含めた地域の虐待支援を行うことができる
- ・非行（性暴力、物質依存、放火等の特別な支援が必要な事例を含む）を含めた子どもの行動の問題に関して、スーパーバイズを受ける職員が適切な見立て、それに基づく介入を適切に行っているかを判断し、指導することができる
- ・子どもの心身の状態について適切に評価することができる
- ・困難なケースに関しても、介入方法に関する児童相談所の意見を、子どもに対し、その年齢に応じて説明し、その家庭、関係機関にも適切に説明し、その意見も聞き、介入方法決定に反映させたり、納得させたりすることができる
- ・虐待を受けた子ども、虐待をする家族のその後のリスクを適切に判断し、介入を行うことができる
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言についてカンファレンスを行うことができる

3. 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
- ・児童福祉司が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・親・家族・関係機関を尊重するコミュニケーション態度をもっている
- ・スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）が上記の態度を身につけることを支援することができる
- ・スーパーバイズを受ける職員の尊厳を尊重し、困難性を抱えた職員に対しても適切なコミュニケーション態度を取ることができる
- ・信頼関係に基づくスーパーバイズができるよう、自己覚知に努める

児童福祉司スーパーバイザー研修カリキュラム

コマ (90 分)

区分	科目	細目	コマ数
講義	1 子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利擁護 ○子ども家庭相談援助制度及び実施体制 ○社会的養護における自立支援 	1
	2 スーパービジョンの基本	<ul style="list-style-type: none"> ○スーパービジョンの目的、基本 ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のメンタルヘルス（バーンアウト等） ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）の逆転移への対応 ○児童相談所内外のチームマネジメント ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のケースの管理 	1
	3 子ども家庭支援のためのケースマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ○ケースに関する情報把握のあり方 ○子ども、親、家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースマネジメント（アセスメント・プランニング）とは ○ケースの問題の見立ての方法 ○支援計画の立て方 ○子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方 ○ケースの進行管理・再評価 	2
	4 子どもの面接・家族面接に関する技術	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの面接・家族面接（ロールプレー） 	1
	5 関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性 ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働 ○要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働 ○関係機関との協働と在宅支援 ○多職種連携のためのコミュニケーションの取り方 	1
	6 行政権限の行使と司法手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○司法関与に関する講義と演習 ○行政権限の行使と司法手続き ○親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗 	1

		告、刑事告発、告訴等	
演習	7 子ども虐待対応	<ul style="list-style-type: none"> ○初期対応の演習（ケースインテイク・情報収集・イニシャルリスクアセスメント・初期対応のプランニング） ○模擬事例による性的虐待への対応（2つの事例をディスカッション） ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証・検討 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）検証の理解 ○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） ○子ども虐待対応相談援助の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） ○子ども虐待事例の心理療法（トラウマ・アタッチメントを中心に） ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○虐待に関連する子どもの諸問題（不登校、非行など） ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○親・家族への対応、親・家族への支援 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応 	4
	8 非行対応	<ul style="list-style-type: none"> ○非行相談事例のケースマネジメント（アセスメントと支援プラン） ○非行ケースへの介入のあり方 ○警察・司法などとの連携のあり方 ○特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解 ○重大事案に関する一時保護のあり方 	1

		○少年法との関係性	
	9 社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方	2
	10 スーパービジョンの基本	○スーパービジョンの目的、基本 ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のメンタルヘルス（バーンアウト等） ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）の逆転移への対応 ○児童相談所内外のチームマネジメント ○スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のケースの管理	3
講義	11 子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	○子どもの成長・発達と生育環境 ○子ども虐待対応 ○非行対応 ○障害相談・支援	1
	12 ソーシャルワークとケースマネジメント	○ソーシャルワーク ○子ども家庭支援のためのケースマネジメント ○児童相談所における方針決定の過程 ○関係機関との連携・協働と在宅支援	1

合計 19 コマ

要保護児童対策調整機関の専門職(市区町村職員)の研修到達目標

<一般到達目標 (General Instruction Objective[GIO]) >

- ・子どもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを実践し、その一環として、関係機関の連携を促進し、役割分担の依頼、調整をすることができる

<個別到達目標(Specific Behavioral Objectives[SBOs]) >

1 知識

- ・子どもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について述べることができる
- ・民法における親権の理念及びその制限に関して述べることができる
- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、個人情報の扱いについて述べるができる
- ・記録の重要性と適切な記録の書き方について説明することができる
- ・子ども家庭相談担当職員として身に付けるべき倫理について述べるができる
- ・児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法など）の理念について説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法の法体系の変遷や背景を説明することができる
- ・児童福祉法及び関連法における市区町村、都道府県、国の役割について説明することができる
- ・児童福祉司指導、措置、一時保護、家庭裁判所送致など、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる
- ・一時保護の方法、目的とともに、一時保護の及ぼす影響（子ども、保護者、関係機関）について説明することができる
- ・児童福祉法第28条に基づく措置、親権停止・喪失の申立てなど家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる
- ・児童相談所の業務について述べることができる
- ・子育て世代包括支援センター及び児童等に対する必要な支援を行うための拠点について説明することができる
- ・子ども家庭相談の業務とその流れについて述べることができる
- ・市町村児童家庭相談援助指針の骨子について述べることができる
- ・所管児童相談所と子ども家庭相談担当課間の役割や協働について説明することができる
- ・ソーシャルワークの定義、基本的な考え方について説明することができる
- ・ソーシャルワークの方法について述べることができる
- ・社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明することができる

- ・社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及び永続性と継続性について説明することができる
- ・親子関係再構築の意義を理解し、説明することができる
- ・里親制度を理解し、その普及の意義について説明することができる
- ・子どもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について説明することができる
- ・アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて説明することができる
- ・新生児期から思春期までの子育ての方法について述べるすることができる
- ・乳幼児の成長発達に必要な栄養、ケア及び環境について説明することができる
- ・子どもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について述べるすることができる
- ・子どもの運動発達のマイルストーンについて述べるすることができる
- ・子どもの精神発達の概要について述べることができる
- ・子どもの心身の状態についての評価のあり方について説明することができる
- ・子どもの精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状や行動特性等について説明することができる
- ・保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状や行動特性等及び子育てへの影響について説明することができる
- ・子どもの生活に関する諸問題（非行、不登校、ひきこもり、いじめ、貧困、自殺、家庭内暴力、児童買春、児童ポルノ被害等）への対応について説明することができる
- ・子どもの行動の問題に関するアセスメントの方法について述べることができる
- ・体罰や過度の叱責に頼らない適切な子どもへの対応方法を伝えるための技術や手法について述べることができる
- ・非行問題の概要について説明することができる
- ・少年事件、刑事事件に関する警察の対応と、その後の司法手続について述べることができる
- ・子どもの自立支援のあり方について述べることができる
- ・心理検査、心理療法の適用について述べることができる
- ・家族機能の評価の方法について述べることができる
- ・家族関係、家族力動の評価のあり方について説明することができる
- ・地域資源とそのアクセスの仕方について述べることができる
- ・各関係機関の機能・役割について説明することができる
- ・医療機関の機能・役割と連携の方法について説明することができる
- ・多職種それぞれの専門性について説明することができる
- ・子ども虐待防止を地域ネットワークで行い、地域で在宅支援していくために必要な知識を有している
- ・要保護児童対策地域協議会の法的根拠（条例等を含む）を説明することができる
- ・要保護児童対策地域協議会の意義を説明することができる
- ・要保護児童対策地域協議会の守秘義務について説明することができる
- ・要保護児童対策調整機関の意義と役割を説明することができる

- ・要保護児童対策調整機関担当者の役割を説明することができる
- ・要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という）の対応には、各関係機関等が情報共有し、役割分担し協働して支援することの必要性を説明することができる
- ・要保護児童等に関する他機関等からの情報提供依頼の根拠を説明することができる
- ・要保護児童等に関する包括的な評価に基づく対応について説明することができる
- ・要保護児童等として扱うべき判断の基準とその違いについて説明することができる
- ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の意義と目的を説明することができる
- ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催に必要な準備、実施方法を説明することができる
- ・進行管理を行う意義と目的を説明することができる
- ・進行管理を行うために必要な準備、実施方法を説明することができる
- ・身体的虐待について説明することができる
- ・性的虐待について説明することができる
- ・ネグレクトについて説明することができる
- ・心理的虐待について説明することができる
- ・教育ネグレクトについて説明することができる
- ・医療ネグレクトについて説明することができる
- ・代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）について説明することができる
- ・乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）について説明することができる
- ・ネグレクトの判断に役立つ子どもの所見に関して述べることができる
- ・子ども虐待のリスク因子に関して述べることができる
- ・虐待を受けた子どもに対する診察技術に関する知識を有し、説明することができる
- ・心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けた子どもの所見及び心理的虐待の判断について述べることができる
- ・子ども虐待やその他の逆境体験のある子どもや親への支援方法について説明することができる
- ・配偶者からの暴力の特徴と制度、対応及びその子どもに及ぼす影響について述べることができる
- ・子ども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明することができる
- ・居住実態が把握できない児童の調査に関する知識を有している
- ・ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチについて説明することができる
- ・母子保健事業の歴史と課題について説明することができる
- ・妊娠・出産に係る法律（母体保護法、民法、母子保健法）について述べることができる
- ・妊娠・出産に係るそれぞれの時期での心身の危険と支援について述べることができる
- ・特定妊婦の支援について説明することができる
- ・母子保健情報の記録について説明することができる

- ・精神疾患に関する保健所の役割について説明することができる
- ・学校教育に関する法令と制度及びこれに関連する手続きについて説明することができる
- ・教育委員会の組織とそれぞれの役割について説明することができる
- ・学校組織（校務分掌含む）について説明することができる
- ・特別支援教育制度について説明することができる
- ・生徒指導の概念と手法について説明することができる
- ・学校のいじめ、不登校への取り組みについて説明することができる
- ・スクールソーシャルワーカーの役割を理解し、説明することができる
- ・スクールカウンセラーの役割を理解し、説明することができる
- ・保育所等に関する制度及びこれに関連する手続きについて説明することができる
- ・子ども・子育てに関する制度や事業及びこれに関連する手続きについて説明することができる
- ・子ども・若者支援に関する制度について説明することができる
- ・ひとり親家庭への支援制度及びこれに関連する手続きについて説明することができる
- ・障害に関する基礎的な知識・制度について述べるすることができる
- ・障害支援区分認定等により利用できる市区町村のサービス体系を理解し、説明することができる
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する制度について理解し、説明することができる
- ・子どもの貧困に関する制度について説明することができる
- ・生活保護制度、低所得者対策制度及びこれに関連する手続きについて説明することができる
- ・入院助産制度について理解し説明することができる

2 技術

- ・個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる
- ・児童相談所への送致が必要なケースを適切に見立てることができる
- ・児童相談所による判定が必要なケースを適切に見立て、つなぐことができる
- ・児童相談所から指導委託されたケースについて児童相談所と協働し、適切に支援を実施することができる
- ・児童相談所から送致されたケースについて適切に調査、支援を実施することができる
- ・児童相談所と子ども家庭相談担当課の間で、ケース対応における支援の隙間が生じないように、現実的な役割分担をすることができる
- ・保護者の生き方に寄り添い、子育てを支えるための相談援助関係を築くことができる
- ・保護者と適切なコミュニケーションを図ることができる
- ・保護者の特性を見立てることができる
- ・保護者に対して、受容的な面接と指導的な面接を組み合わせる行うことができる
- ・夫婦面接、家族合同面接を行うなどして家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整をすることができる

- ・家庭訪問による調査、面接、支援を適切に実施することができる
- ・母親の知的能力に応じた妊娠、出産、子育てについて支援することができる
- ・特別養子縁組や養子縁組の希望があるときに、適切な支援を行うことができる
- ・心理職の専門性を活用することができる
- ・子どもを社会的養護に委ねている家族に対して、児童相談所と連携して支援を行うことができる
- ・一時保護、被措置児童等の家庭への対応について、児童相談所と協働して関係機関の支援の調整ができる
- ・子どもの行動の問題に関して適切な見立てとそれに基づく支援方針を立てることができる
- ・個々のケースを継続的に助言、指導することができる
- ・個々のケースが抱えた課題を整理し、その解決に向けた支援方針の検討と役割分担の協議を進め、深めることができる
- ・子どもの生活に関する諸問題について適切にケースマネジメントができる
- ・相談内容に応じて他機関による支援に移行されるよう、適切な援助・指導をすることができる
- ・アセスメントに必要な情報の把握を適切に行うことができる
- ・アセスメントシートを活用したケースの客観的な評価ができる
- ・アセスメントに基づきケースのリスクと支援の必要性のランク付けをすることができる
- ・本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて、子ども及びその家族機能に関する適切なアセスメントと見立てを行うことができる
- ・子ども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと支援を行うことができる
- ・子ども虐待の重症度判定のリスクアセスメント及び子どもの生命の危機などを察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる
- ・包括的なアセスメントとリスクアセスメントに基づく一時保護（送致）の必要性の判断ができる
- ・生育歴等を踏まえた包括的なアセスメントとリスクアセスメントを行うことができる
- ・在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することができる
- ・地域の関係者の役割分担を行い、効果的にその家族や子どもに関わっていくことができる
- ・関係機関を支えるコンサルテーション及びコーディネートを行うことができる
- ・支援において、地域資源を適切・有効に利用することができる
- ・学校や保育所等、子どもにとっての身近な居場所となる機関とのつながりを活用し、協働することができる
- ・警察の組織、役割を理解し、協力の依頼や連携をすることができる
- ・産科と連携し、特定妊婦の把握、支援を適切に行うことができる
- ・庁内の組織、役割を理解した調整ができる

- ・関係機関等と信頼関係を築き、維持し、修復することができる
- ・関係機関が抱く危機意識を受け止め、客観的な評価のもと、ケース対応の依頼や関係機関のフォローができる
- ・地域で多機関ネットワークを構築することができる
- ・要保護児童対策地域協議会において適切に情報共有ができ、多機関での支援計画を立てることができる
- ・子どもに関わる様々なネットワークと連携し、協働することができる
- ・関係機関の役割を十分に活用して、ネットワークで支援をしていくことができる
- ・リスク判断を行うために必要な情報の収集を、具体的に関係機関に対して依頼することができる
- ・関係機関間で、要保護児童等として扱う基準が異なる際の調整ができる
- ・関係機関間でのリスクの受け止め方の相違について、共通理解の促進と調整ができる
- ・関係機関等に調整機関として必要な依頼や指示をすることができる
- ・関係機関等に対応方法を提案し、具体的な援助の依頼ができる
- ・他機関、多職種との連携のコーディネートができる
- ・転居ケースについて、他市区町村や管轄外の児童相談所と、適切に引き継ぎや連携をすることができる
- ・他機関、多職種が要保護児童等に対する理解と支援を促進するための研修等を企画して実施することができる
- ・会議の議事運営を適切に実施することができる
- ・会議において参加者が平等に意見を話せる工夫をすることができる
- ・個別ケース検討会議の開催の必要性の判断ができる
- ・個別ケース検討会議の開催の頻度や参加機関の判断ができる
- ・個別ケース検討会議の開催に必要な準備や必要な資料（ケース概要、ジェノグラム、エコマップ等）の作成ができる
- ・個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理をすることができる
- ・個々のケースが抱えた課題を整理し、その解決に向けたアセスメントに基づいた支援方針と役割分担の協議を進めることができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の実施に必要な情報の収集と、そのプロセスにおける関係機関への依頼や指示を適切に行うことができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）を適切に実施することができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の結果を適切に記録することができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の適正な規模や開催頻度について工夫と調整ができる
- ・進行管理を行う会議（実務者会議等）の結果を、次の支援活動に活かせるように、関係機関に具体的な提案、依頼ができる
- ・進行管理台帳への登録と終結に際しての提案ができる
- ・進行管理台帳への登録の終結の際に関係機関への留意点を説明し、指示することができる

- ・情報の客観性を評価し、合理的根拠に基づくケースの進行管理を行うことができる
- ・長期的視点で進行管理を行うことができる
- ・役割分担や支援の進捗状況について適切に連絡調整や情報の整理ができる
- ・要保護児童に関する通告及び特定妊婦等に関する情報提供について、事実認定するための情報収集、情報の質の判断、論理的な思考、推論ができる
- ・子どもの年齢に応じた聞き取りを行うことができる
- ・子どもの意見・意向を適切に聞くことができる
- ・家族及び関連する者から十分な情報を収集する計画を立て、実行することができる
- ・親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係など、関係性の問題に関し把握することができる
- ・子どもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる
- ・子ども虐待対応の寄り添い型のソーシャルワークの意義（必要性）を理解し、行うことができる
- ・配偶者からの暴力に関する知識を持ち、制度を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・配偶者からの暴力被害を受けた者の心理的傾向を理解し、女性相談員（婦人相談員）等と協働し、継続的な支援を実施できる
- ・居住実態が把握できない児童の調査を実施し、適切な対応ができる
- ・無戸籍児の対応を適切に行うことができる
- ・妊娠、出産から子育て期までの母子の健康上の課題、母子保健制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・特定妊婦と考えられる妊婦からの聞き取りができ、心身の問題の把握ができ、リスクを把握することができる
- ・特定妊婦への支援を協働して実施することができる
- ・母子保健情報を活用することができる
- ・母子保健と子ども家庭相談が切れ目のない支援を行うことができる
- ・予期しない妊娠をしている母親の支援をすることができる
- ・子どもの所属機関が適切に虐待通告、情報提供を行うことができるように連携の基盤を作ることができる
- ・不登校の背景の調査を適切に行うことができる
- ・子どもの特性に応じた教育を受けられるように支援を行うことができる
- ・学校教育に関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・保育所等入所に必要な手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・緊急一時保育、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・ひとり親家庭を対象とした制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・障害児支援施策について理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・生活保護制度、低所得者対策制度及びこれに関連する手続を理解し、相談援助活動に活かすことができる

- ・入院助産制度を理解し、相談援助活動に活かすことができる
- ・地域の子どもと家庭のニーズに応じた施策の企画、立案、実施、変更ができる

3 態度

- ・子どもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる
- ・どの年齢であっても子どもの尊厳を尊重することができる
- ・子ども家庭相談担当職員が遵守すべき倫理に基づいて行動することができる
- ・子ども家庭相談担当職員自らの対人関係やコミュニケーション上の傾向について自己覚知に努める
- ・子どもの置かれた状況を正しく理解し、子どもの安心・安全のためにすべきことは何かを常に念頭に置いている
- ・子どもの行動の問題に止まらず、その背景や深層を理解している
- ・子どもと家族の持つ力（レジリエンス）に注目している
- ・支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる
- ・相談者や子どもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いをしている
- ・保護者の様々な有り様（多様性）を理解し、受け止めることに努める
- ・チーム内外の情報交換を頻繁に行っている
- ・日頃から関係機関と頻繁に連絡を取り、連携が図られるようにしている
- ・個別ケースの進捗状況や支援の効果について、定期的に確認し見直しを行っている
- ・関係機関等が役割分担に基づく支援を継続できるように、関係者を支え、労うことができる
- ・地域でのネットワーク支援を継続的に行っていくための関係機関に対する思いやりや尊敬の念を有している
- ・関係機関（庁内を含む）に調整機関の意義と役割の理解を促進するとともに、組織間の信頼関係の構築、維持ができる
- ・主担当がどこの機関にあるかにかかわらず、地域のケースをマネジメントする立場を自覚している
- ・個別ケース検討会議等において、調整機関担当としての立場と、個人としての意見や感情を分けた姿勢、態度を取ることができる
- ・虐待に至る家族背景や保護者の気持ちに目を向け、寄り添うことができる
- ・地域で暮らす家族の抱えるリスクを受け止め、支援を続ける覚悟を持っている
- ・他機関の職員の専門性を尊重し、関係を築くことができる

要保護児童対策調整機関の専門職研修カリキュラム

コマ (90分)

科目	細目	コマ数	講義内容
1 子どもの権利擁護と倫理	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利の考え方 ○子どもの権利条約 ○児童福祉法の理念 ○国連「児童の代替的養護に関する指針」 ○子どもの権利侵害 ○個人情報の取り扱い ○記録の取り方・管理 ○子ども家庭福祉における倫理的配慮 	1	講義 1
2 子ども家庭相談援助制度及び実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭の問題に関する現状と課題 ○子ども家庭福祉に関する法令及び制度 ○国、都道府県（児童相談所）、市区町村の役割 	1	講義 1
3 要保護児童対策地域協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ○各関係機関の特徴と役割 ○医療機関との連携 ○関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 ○多機関ネットワーク ○関係機関との協働と在宅支援 ○要保護児童対策地域協議会の運営・業務 ○関係機関への説明の理論性と正当性の必要性 ○調整機関の役割 ○他市区町村及び管轄外児童相談所との連携 	2	講義 1 演習 1
4 会議の運営とケース管理	<ul style="list-style-type: none"> ○個別ケース検討会議の効果的な実施・運営 ○進行管理を行う意義と目的 ○要保護児童対策地域協議会で扱うケースの管理 	1	演習 1
5 児童相談所の役割と連携	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所の業務 ○児童相談所の組織と職員 ○援助決定の流れ ○市区町村相談援助業務と児童相談所との協働 	1	講義 1
6 子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭相談の業務 ○相談受理のあり方 ○援助決定の流れ 	2	講義 1 演習

	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者理解と支援 ○面接相談の方法と技術 ○子どもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方 		1
7 社会的養護と市区町村の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○社会的養護制度 ○養子縁組制度 ○社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携 ○移行期ケアのあり方 ○ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ○年長児童の自立支援のあり方 ○生活支援と治療的養育 ○社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ○社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 ○家庭復帰と市区町村の役割 	1	講義 1
8 子どもの成長・発達と生育環境	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの成長・発達の特性 ○生育環境とその影響（DV・貧困も含む） ○子ども及び保護者の精神や発達等の状況 	1	講義 1
9 子どもの生活に関する諸問題	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ、子どもの貧困等の社会的問題 ○非行、ひきこもり、不登校、家庭内暴力、自殺等の行動上の問題 	1	講義 1
10 子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	<ul style="list-style-type: none"> ○ソーシャルワークとは ○ソーシャルワークの歴史 ○ソーシャルワークの原理と倫理 ○ソーシャルワークの方法 ○ソーシャルワークの方法論に基づいた子ども・家庭支援のあり方 ○ケースに関する調査のあり方 ○子ども、親、妊婦、家族、地域のアセスメント ○子ども・家族とその関係性のアセスメント ○ケースの問題の見立ての方法 ○支援計画の立て方 ○ケースの進行管理・再評価 ○チームアプローチ ○ケースカンファレンス（事例検討） ○妊娠期におけるソーシャルワーク 	2	講義 1 演習 1
11 子ども虐待対応	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む） 	3	講義

	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども虐待対応の基本原則（基本事項） ○子ども虐待の発生予防 ○子ども虐待における早期発見・早期対応 ○子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ○子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメントプランニング） ○子ども虐待事例の心理療法 ○子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解 ○虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響 ○事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断 ○被害事実確認面接についての理解 ○通告の受理、安全確認 ○通告時の聞き取り方 ○通告時の危機アセスメント、初期マネジメント ○調査 ○警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方 ○特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 ○乳児揺さぶられ症候群、虐待による頭部外傷への対応 ○性的虐待への対応 ○居住実態が把握できない児童への対応 ○無戸籍児への対応 		1 演習 2
12 母子保健の役割と保健機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○母子保健における視点 ○母子保健に関する法令と施策 ○母子保健事業の展開と実務 ○母子保健手帳の活用 ○特定妊婦の把握と支援 ○保健所・子育て世代包括支援センターとの連携のあり方 	1	講義 1
13 子どもの所属機関の役割と連携	<ul style="list-style-type: none"> ○学校組織 ○教育機関との連携のあり方 ○保育所等の利用と連携のあり方 ○所属機関における特別なニーズのある子どもへ 	1	講義 1

	の支援		
14 子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども・子育て支援制度 ○子ども・若者支援制度 ○ひとり親家族の支援制度 ○障害種別と障害支援区分 ○障害に関する法令と制度 ○生活保護制度・低所得者対策制度 	1	講義 1

合計 19 コマ